

協議第 1 1 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて提出する。

平成 14 年 12 月 11 日提出

南部町・南部川村合併協議会  
会長 山 田 五 良

地方税の取扱いについて

個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町(村)たばこ税・  
鉱産税・特別土地保有税については、町税として現行のとおり新町に引き継ぐもの  
とする。

納期については、法定納期を基本とし、納税者の納付性を考慮し、各税目の納付  
月の重複を回避し、地域性(6月の農繁期)を加味し、統一納期を定める。

特別土地保有税については、地方税法第595条に規定する都市計画区域を有す  
る市町村により免税点5000㎡に統一する。

平成 年 月 日確認